

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工金融課に到達するよう意見書を提出することができる。

令和7年1月17日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグストアモリ古川東店  
大崎市古川旭三丁目8番3

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森 竜馬  
福岡県朝倉市一木1148番地の1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前	変更後
(仮称) ドラッグストアモリ古川旭店 大崎市古川旭三丁目8番3	ドラッグストアモリ古川東店 大崎市古川旭三丁目8番3

4 変更の年月日

令和6年12月25日

5 届出年月日

令和6年12月25日

6 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工金融課、宮城県県政情報センター、大崎地方県政情報コーナー及び大崎市役所

7 縦覧期間

令和7年1月17日から令和7年4月17日まで（ただし、閉庁日を除く。）

8 意見書提出先

仙台市青葉区本町三丁目8番1号  
宮城県経済商工観光部商工金融課

9 意見書提出に関する注意事項

縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」（平成19年2月1日経済産業省告示第16号）及び意見書様式を参考のこと。